

結核菌遺伝子解析（V N T R検査）事業実施要綱

（目的）

第1条 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第15条及び感染症発生動向調査事業実施要綱に基づき、特定病原体等（結核菌）（以下「病原体等」という。）を収集し、遺伝子解析を行うことで感染経路の特定及び効果的な感染拡大防止対策を講ずるとともに、結核対策に資することを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、保健所及び衛生環境研究所とする。

（検査対象）

第3条 感染症法第12条第1項に規定する届出対象の病原体等であり、かつ医療機関又は検査機関において分離、培養された感染症法第6条第23項に規定する第四種病原体等

2 前項及び感染症法第6条第22項に規定する第三種病原体等のうち滅菌されたもの

（実施内容）

第4条 本事業は、次の各号に掲げる内容を実施する。

（1）病原体等収集

感染症法第56条の25に基づき、本事業に協力する感染症指定医療機関等から衛生環境研究所へ病原体等を運搬する。

（2）病原体等の確保及び保管

協力医療機関等は、病原体等の確保及び保管を行う。

（3）検査

衛生環境研究所は、収集した病原体等について遺伝子解析を実施する。

（4）検査結果

衛生環境研究所は、収集した病原体等に関する検査結果を、医療衛生企画課に報告する。

（5）解析評価

検査結果は、患者の積極的疫学調査等に活用するとともに、解析結果をデータベースとして蓄積し、結核対策に役立てる。

（人権への配慮）

第5条 本事業実施に当たり、感染症法15条に基づき実施することから患者に対して、初回面接時等に病原体等を保管すること及び遺伝子解析により結核対策に用いることを説明する。

(関係機関との連携)

第6条 本事業は、感染症指定医療機関等と連携、協力して実施する。

(その他)

第7条 その他、この要綱施行に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。